いじめ防止対策推進法（以下推進法）第 13 条による学校基本方針

活水高等学校　２０２６年度
活水中学校　いじめ防止基本方針

１．　基本方針で目指す生徒像について

建学の精神「知恵と生命との泉―主イエス・キリストーに掬べよ」

①神を畏れる敬虔な心を養う

一人一人に与えられた命に感謝し、大切にする

②学問を尊重し、学力の向上と実力の養成に努める

きちんと授業に参加し、基礎的な学力や応用力を身につける

③愛と奉仕の精神を身につける

自己有用感を持ち、隣人愛を実践できる

２．学校の方針について

本校は、いじめの防止と早期発見に努力することにより、学校全体としていじめ根絶に対する意識を向上させる。いじめが発見された場合は、いじめと向き合い解決する努力をする

３．学校基本方針を実行に移すために「いじめ対策委員会」を設置する。

（推進法第２２条）

① 構成員：校長・教頭・宗教主任・生徒支援部長・生徒指導主事・養護教諭・中学主任・高校各学年主任・PTA 役員代表・臨床心理の専門家・弁護士

② 「いじめ対策委員会」は、各学期末に開催し、学期ごとのいじめの様態を確認するとともに、取り組み内容について評価・検討する。
いじめが発見された場合は、速やかに開催し、議事録に記録する。

③ 必要に応じ、弁護士による法的支援制度やＮＰＯなどの第三者機関、県私学管轄庁の指導・助言を受けて対応する。

４．ＰＴＡ及び関係機関との連携について

① 年度始めに、本校のいじめ防止基本方針をホームページに公開すると共に、新入生・保護者には新入生オリエンテーションで、在校生・保護者には始業式やＰＴＡ総会で直接呼びかけ周知する。

② いじめにつながる情報を保護者から受ける場合、初期は担任や養護教諭など本校教職員が窓口となり対応するが、「いじめ対策委員会」が対応する場合は、学年主任または教頭を窓口とする。

③ 「いじめ対策委員会」が、関係機関との連携が必要と判断したいじめの事案については、事実確認の後、保護者の要望を尊重して関係機関への協力依頼などを行う。

④ いじめやインターネット犯罪を防ぐための勉強会等を、ＰＴＡ役員と協議し、企画する。

⑤「いじめ対策委員会」の構成員である臨床心理の専門家・弁護士と緊密に連携し、生徒・保護者への必要かつ適切な対応を行う。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめについては、必要に応じ、地方法務局や警察等の協力を得るとともに、ＰＴＡ総会や学年・クラスＰＴＡな

どを通じて啓発活動を行う（推進法第19条）。

⑦ インターネットにつながる機器の扱いについては、校則の定めに従い、保護者による校則の遵守の協力と周知の徹底をはかり、家庭内でインターネット経由のいじめが起こらないよう、保護者による管理・監督の強化協力を要請する。

５．いじめの防止について

① 教職員の取り組み（推進法１８条）

・教員は、公的機関などが行ういじめ対策等の研修に積極的に参加し、その内容を会議で報告し成果を発表する。さらに「いじめ対策ハンドブック」や長崎県いじめ防止基本方針を用いて研修の機会をもち、必要な対応を実行する。

・「いじめアンケート」などの調査結果を学年会で確認・検討し、指導上「いじめ」という語を使わない事案でも、必要な対応を実行する。

・落ち着いた教育環境で授業を行うことができるよう研鑽するとともに、生徒の物品管理などに加え、以下に挙げた「②生徒の取り組み」を指導する。

② 生徒の取り組み

・毎日の授業や学校行事などを通して、基礎的な学力や応用力を身につけ、人との関わり方を学び､自己有用感を持つことができるよう学校生活に取り組む。

・礼拝などを通じて隣人愛の精神を養い、「いじめは人権を侵害する行為である事を認識し､絶対にしてはいけないこと」であることを学び､そのために､感情のままに行動しないこと､うわさや憶測で不確かな情報を広げないことを意識する。

・新入生オリエンテーションで、「いじめは絶対にいけない」ことを確認し、特に様々な災害による「被災生徒」がいた場合は配慮する。

・インターネットにつながる機器の扱いについて、いじめにつながる誹謗中傷・仲間外しなどの書き込みや、画像や動画の公開などをしない。

・校則に定められた物品の取り扱いを守り、ものを大切にする心を養う。
特に、携帯電話等の扱いや使用方法は校内では校則を、家庭内では家庭での約束ごとを守る。

③ 保護者の取り組み

・学校の基本方針を説明会やＰＴＡ活動などを通して理解し協力する。
特に、インターネットにつながる機器の扱いについては、家庭内で保護者の責任の下、使用時間・使用方法などを決め、いじめにつながる誹謗中傷の書き込みや画像や動画の公開などさせないように取り組む。

６．いじめの早期発見について（推進法１６条）

① 教職員の取り組み

一学期に「いじめアンケート」を全校で行い、その結果を臨床心理の専門家と検証する。

・学期ごとに個人面談を行い、いじめの早期発見に努める。

・生徒や保護者等の悩みを積極的に受けとめることができるよう教育相談体制を充実させる。校内相談係と連携し、学校スクールカウンセラー

の活用を図る。
・生徒にいじめがある場合には、担任・保健室・相談室・学校カウンセラーをはじめ、「いのちの電話」などの相談機関の情報を提供し、大人に相談できる環境を整える。
・定例の学年会で、いじめにつながる事実がないか関係者で確認をし、その可能性があるときは、「いじめ対策委員会」に報告する。

② 生徒の取り組み
・いじめがある場合には、校内外の相談機関に情報を伝え相談する。
・自分で抱えきれない大きな問題については、しかるべき大人に相談することが最善であると心得る。

③ 保護者の取り組み
・いじめにつながる情報は、本校教職員に速やかに伝え、事実確認に協力する。また、必要に応じて、校外の相談機関に情報を伝え相談する。

7．いじめに対する処置について（推進法２３条）

① 教職員の取り組み
いじめが発見された場合は、学年会を経て、「いじめ対策委員会」とともに対応を検討し、「長崎県いじめ防止基本方針（平成 29 年 7 月）」、本校「いじめ対策マニュアル」に従って速やかにきめ細やかな対応を実施する。

② 保護者の取り組み
いじめの被害者・加害者になった場合は、学年主任または教頭を窓口として「いじめ対策委員会」に情報を提供するとともに、「いじめ対策委員会」に協力してその解決にあたる。

8．重大事案（推進法第２８条）

① 推進法第２８条第１項各号に該当するいじめとみなされる重大事態が発生した場合は、速やかに活水学院理事会（以下理事会）及び長崎県に報告する。

② 当該理事会は、学内の「いじめ対策委員会」とは別に、理事会が委嘱した構成員による「重大事案対策委員会」を設置し、事実関係を調査する。

③ 調査結果は、理事会及び長崎県に報告するとともに、生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

④ 調査結果をふまえた必要な措置をとるが、警察に協力を求めるときは被害者・保護者の意向を汲み、保護者から届けを受けた後、その協力を求める。

9．その他

活水高等学校・活水中学校のいじめ防止基本方針について、学校評価の対象として評価・検討するとともに、学年末の職員会議において、「いじめ対策委員会」の評価・検討を確認し、より実効あるものにする。

以上